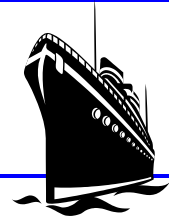


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

フォークリフト事故の防止に向けた各種取り組みについて

製造業や運送業の物流現場では、商品の荷扱いに関する輸送品質の向上と労働災害事故の防止のために様々な取り組みが行われています。

一方、荷役作業中の「商品事故」や「労災事故」はまだまだ減少していない状況にあります。本稿では物流の現場で使用頻度が高いフォークリフトを中心に、商品の荷扱いと作業員の安全の両面で事故防止に有効と考えられる様々な取り組みをご紹介します。

1. 厚生労働省による荷役作業の安全対策ガイドラインの策定

労働災害に占める陸運業の荷役災害が約70%を占め、更に荷役災害の約70%が荷主等の事業場で発生している労働災害状況を踏まえ、厚生労働省は、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日基発0325第1号。以下「ガイドライン」という。）を策定し、陸運事業者及び荷主等が各々取り組むべき事項を示しています。

以下はその一部抜粋です。

別表2-1労働者の遵守事項

- ①フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。
- ②荷崩れ防止措置を行うこと。
- ③シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。
- ④フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にを行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
- ⑤マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
- ⑥運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じること。
- ⑦急停止、急旋回を行わないこと。
- ⑧荷役作業場の制限速度を遵守すること。
- ⑨バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
- ⑩フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
- ⑪構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。

2. 都道府県労働局長登録教習機関等による運転講習

『フォークリフト運転技能講習及び運転特別教育』

最大荷重1トン以上及び1トン未満のフォークリフトの運転資格があり、技能講習の科目や時間数は、フォークリフト運転技能講習規程（昭和47年労働省告示第111号）に基づいて実施されています。事業者は、最大積載荷重1トン以上のフォークリフトを運転させる場合、登録教習機関が実施する技能講習を修了した者でないとその作業に従事させてはいけないことになっています。

3. 陸上貨物運送事業労働災害防止協会の取り組み

『全国フォークリフト運転競技大会』

毎年1回同協会の都道府県支部の会員事業場の従業員を対象に開催され、競技種目は学科300点、点検100点、運転600点の3種目合計1,000点で競われます。

フォークリフト運転競技を通じ遵法精神と安全意識の高揚及び運転知識と技能の向上を図り、職場

における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資することを目的としています。今年第 29 回目が 9 月 28 日に埼玉県越谷市のトラック総合教育センターで開催されます。（一般見学可）

『安全衛生教育講師（インストラクター）養成講座（2014 年第 1 回）』

上述の厚生労働省通達（「ガイドライン」）を踏まえ、今年から企業や団体が行う荷役作業に関する安全衛生教育で講師（インストラクター）を務める人材の養成講座が実施されます。荷役作業の実態や労働災害の特徴を踏まえ、グループ討議や個別指導を通じて安全衛生管理のポイントやリスクアセスメント等の手法の理解し、安全衛生教育の受講者に対する効果的な指導技法を習得することを目的としています。

4. ドライブレコーダーメーカーの取り組み

製造業や運送業、倉庫業といった業種を中心に、トラックや乗用車で用いられるドライブレコーダーをフォークリフトに技術転用し、事故防止に繋げる動きが出てきています。

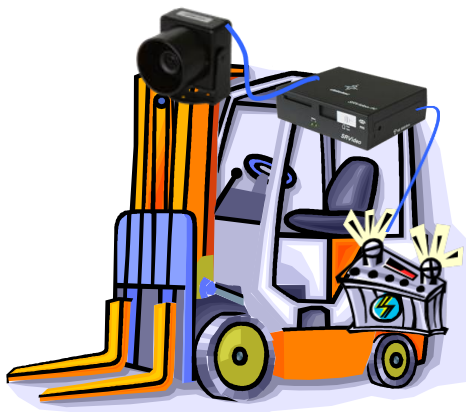
単に映像を記録するのみならず、加減速や旋回速度も含めて運転データを採取し技術を項目ごとに数値化しています。また、直近では大型バスやトラック等で用いられている技術を活用し、多方向から映像を同時に記録する多チャンネル化の開発も進められています。

5. 弊社RMサービス

弊社は上記のレコーダー機器を所有しており、お客さまに 2 週間ほどお貸出してフォークリフト運転の安全診断サポート（有償：機器設置代 6 万円）を行っています。

また、現場作業員の事故防止意識向上に寄与することを目的に、フォークリフト事故をはじめとした荷役時に注意すべき事故の具体例をイラストにまとめた事故防止ポスターを用意しています。上記の各ツールの詳細は弊社営業担当までご照会ください。

《フォークリフトレコーダー設置イメージ》



《フォークリフト事故防止ポスター》



今回ご紹介した取り組みはあくまでも一例ですが、荷役の現場では、扱う貨物の特徴やターミナルの設備状況に応じた対策を講じることが重要であり、現場と経営が一体となって取り組みを深化させることが事故防止には不可欠です。

<参考文献一覧>

厚生労働省HP：<http://www.mhlw.go.jp/>

陸上貨物運送事業労働災害防止協会HP：<http://www.rikusai.or.jp/>

以上